

山梨県立都留高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

- 1 この会は、「山梨県立都留高等学校同窓会」(以下「本会」という)と称する。
- 2 本会は、事務所を山梨県大月市大月二丁目11番20号「山梨県立都留高等学校内」におく。

第2条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦を図り、かつ母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 (事 業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報(年1回以上)の発行
- (2) インターネット・ホームページの管理・運営
- (3) 会員名簿の発行
- (4) 親睦会(年1回)の開催
- (5) 母校生徒および卒業生の奨学・表彰
- (6) 講演会・講習会・展覧会・演奏会等の開催
- (7) 母校永年勤続教職員の表彰
- (8) 母校クラブ活動への支援
- (9) その他必要と認める事項

第3章 組 織

第4条 (会 員)

本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員・・・(1) 県立中学校都留分校、山梨県立都留中学校、山梨県立都留臨時教員養成所、山梨県立都留高等女学校(補習科・専攻科を含む)、山梨県立都留第一高等学校(併設中学校を含む)、山梨県立都留第二高等学校(併設中学校を含む)、山梨県立都留高等学校の各卒業生。
(2) また、前項の学校(「母校」という)に在学した者で、正会員2名以上の推薦により会長が承認した者。
2. 特別会員・・・母校の教員または職員であった者。
3. 名誉会員・・・次の各号の何れかに該当する者。
 - (1) 母校の校長を務めた者。
 - (2) 母校に10年以上勤務した者。
 - (3) 母校または同窓会の発展に貢献し、会長が推薦し総会において承認された者。

第5条 (常任役員)

本会には次の各項の常任役員を正会員の中から選出する。定数および選出基準は、各項のとおりとする。

- (1) 会長： 1名・・・幹事会で推薦し、総会において承認を得る。
- (2) 副会長： 7名・・・幹事会で推薦し、総会において承認を得る。
(各支部長を含む)
- (3) 幹事長： 1名・・・幹事会で推薦し、総会において承認を得る。
- (4) 副幹事長： 若干名・・・幹事会で推薦し、総会において承認を得る。
- (5) 常任幹事： 若干名・・・会長が指名し、総会において承認を得る。(各支部からの推薦は夫々幹事長を含む若干名)
- (6) 幹事： 若干名・・・会長が推薦する各校卒業年次ごとの1～2名と、各支部から推薦される若干名とし、総会において承認を得る。
- (7) 監事： 3名・・・会長が指名し、総会において承認を得る。

第6条 (非常任役員)

本会に次の非常任役員を置くことができる。定数および選出基準は各項のとおりとする。

- (1) 名誉会長： 1名・・・本会に特に功績のあった会員を会長が推薦し幹事会において承認を得て総会に報告する。
- (2) 顧問： 若干名・・・会長が推薦し、幹事会において承認を得て総会に報告する。
- (3) 参与： 若干名・・・会長が推薦し、幹事会において承認を得て総会に報告する。
- (4) 顧問および参与についての推薦要件は、内規として別にこれを定める。

第7条 (役員任期)

役員任期は、2カ年とする。ただし留任を妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残余期間とする。

第8条 (常任役員職務)

常任役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を司る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは副会長のうち1名が会長職を代行する。
- (3) 幹事長は、常任幹事会、幹事会の事務を統轄し、会の運営・事務を処理する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (5) 常任幹事または幹事は、会長の諮問に応じ会務を処理する。
- (6) 監事は、会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条 (非常任役員職務)

非常任役員職務は、次の各項のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、会長の諮問に応じ、または会長の要請により会の会議に出席し、意見を述べるができる。
- (2) 顧問および参与は、会長の諮問に応じ、または会長の要請により本会の会議に出席し、意見を述べるができる。

第10条 (母校校長の役割)

母校の校長は、会長の諮問に応じ、または会長の要請により母校を代表して本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

第11条 (会 議)

1. 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会とする。
2. 議事の決定は、会議に出席した会議構成員の過半数を以て決する。賛否同数のときは議長がこれを決する。
3. 会長は、母校の教職員に会議への出席を要請し、意見を述べてもらうことができる。
4. 会議の構成員の出欠記録、会議資料の管理、議事の記録、その他必要な報告等は事務局が行う。

第12条 (総 会)

1. 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回、会長が会員を招集・開催し、会務報告、およびその他重要事項を協議・決定する。
2. 会長は、必要に応じ臨時の総会を招集・開催することができる。
3. 総会の議長は、会長または総会に出席した正会員の中から選出する。

第13条 (幹事会)

1. 幹事会は、総会に次ぐ決議機関とし、会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、幹事および監事を以て構成し、会長が招集・開催する。
2. 幹事会の議長は、会長または出席した構成員の中から選出する。
3. 会長は、必要の場合には、幹事会の議決によって会務を執行することができる。
4. 会長は、この会議の重要な決定事項については、次の総会において承認を得なければならない。

第14条 (常任幹事会)

1. 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、各委員会委員長および監事を以て構成し、会長が招集・開催する。
2. 常任幹事会の議長は、会長または出席した会議構成員の中から選出する。
3. 会長は、緊急の場合には、幹事会に代え常任幹事会の議決によって会務を執行することができる。
4. 会長は、この会議の重要な決定事項については、次の総会において承認を得なければならない。

第5章 事 務 局

第15条 (事務局)

1. 本会の事務局を母校内におく。

第16条 (事務局内の構成)

1. 事務局の構成については、事務局規程による。
2. 事務局構成員は、第11条第1項の会議に臨席し、同条第4項の任に

あたる。

第6章 会 計

第17条 (会の財政)

1. 本会運営の財源は、会費、入会金、寄付金、およびその他の収入をもってあてる。
2. 本会の財政および会計業務については、この会則の定めによるほか、別に定める「会計規程」によるものとする。

第18条 (会 費)

1. 会費は、年会費とする。
2. 本会の年会費は、本会の運営費、会報発行・配付費を含め、「会計規程」によるものとし、会長が徴収する。
3. 本会の年会費のその他の取り扱いおよび特例は、「会計規程」による。
4. 同窓会支部の年会費は、当該支部において定め、当該支部の支部長が徴収する。
5. 本会および支部の年会費徴収にあたり、本会会長は常任幹事会の承認を得たうえ当該支部の支部長に、当該支部の支部長は本会会長へ、夫々徴収事務を委託することができるものとし、会員に対する会費徴収の一本化を図らなければならない。

第19条 (入会金)

1. 母校在学生の入会金は、卒業時まで納入するものとし、その額は会計規程によるものとする。
2. 前第4条第1項の(2)による途中入会者は、「会計規程」に定める額を入会時に納入するものとする。

第20条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 支 部

第21条 (支 部)

1. 本会には次の支部をおく。
 - (1) 大月支部 (大月折鶴会)
 - (2) 都留支部
 - (3) 富士北麓支部 (富士北麓折鶴会)
 - (4) 上野原支部 (上野原折鶴会)
 - (5) 国中支部 (国中折鶴会)
 - (6) 東都支部 (東都折鶴会)
2. 支部の設立・廃止・分割・併合については、総会において承認を得るものとする。
3. 支部の別称(会名)は、支部において独自に設定することを妨げない。

第22条 (会員の所属支部)

1. 正会員は、何れかの支部に所属するものとする。
2. 正会員の所属支部は、原則として居住地の支部とする。ただし、会員が、その会員の勤務地の支部を選択することを妨げない。

3. 正会員が、重複して複数の支部に所属することを妨げない。この場合、重複して会費を納入するものとする。
4. 特別会員は、居住地または勤務地の支部に所属することを原則とする、が本会に直接所属することを妨げない。
5. 名誉会員は、本会に直接所属する。

第8章 委員会

第23条 (委員会の規程)

同窓会事業の執行に必要な委員会等に関する規程は別に定めることができる。

第9章 当番幹事

第24条 (同窓会総会の当番幹事)

同窓会の年次総会の企画・運営は、年毎に、ある卒業年次同期の会員を当番幹事に委任する。

第25条 (当番幹事の輪番制)

母校卒業後、25年を経過した時点で相当する同期生を当番幹事とする。

第26条 (出納責任者の指名)

当番幹事の代表者は、同窓会総会特別会計出納責任者を指名し、会計業務を担当せしめるものとする。

第27条 (報告)

1. 当番幹事の代表者は、幹事会または常任幹事会に出席して、その年の総会懇親会の企画について説明を行うものとする。
2. 総会懇親会終了後においては、代表者は出納責任者と共に遅滞なく、金銭その他の財産目録を添え、会計報告書を会長に提出すると共に、幹事会または常任幹事会に報告、承認を得るものとする。

第10章 雑則

第28条 (住所変更等の連絡)

会員は、氏名、住所、電話番号、職業・勤務先等に変更があった場合は、速やかにその旨を本会または支部の事務局に連絡するものとする。

第29条 (慶弔に関する規定)

本会の慶弔に関する規程は、別にこれを定める。

第30条 (会則の改正)

この会則は総会において出席会員の過半数の同意がなければ改正することができない。

付 則

この会則は、昭和26年 5月10日から施行する。

この会則は、平成 4年11月 7日から施行する。

この会則は、平成 5年11月13日から施行する。

この会則は、平成 6 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

この会則は、平成 1 2 年 1 1 月 1 1 日から施行する。

この会則は、平成 1 3 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

ただし、第 2 0 条の会計年度については、平成 1 3 年度に限り、4 月 1 日に始まり、翌年 9 月 3 0 日に終わるものとする。

この会則は、平成 2 2 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

この会則は、平成 2 5 年 1 1 月 9 日から施行する。

この会則は、平成 2 8 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

顧問および参与の内規に関する事項

第 1 条 顧問および参与の推薦要件は次のとおりとする。

1 顧問について

- (1) 本会会長経験者
- (2) 本会会員で国会議員経験者
- (3) 本会会員で社会的に功績のあった者で会長の推薦する者

2 参与について

- (1) 副会長、幹事長および副幹事長経験者
- (2) 会長の推薦する者

都留高等学校同窓会会計規程

平成 6 年 1 1 月 1 2 日 制定

平成 1 2 年 1 1 月 1 1 日 改正

平成 2 1 年 1 月 1 7 日 改正

第 1 条 (目的)

この規程は、本校同窓会（以下「本会」という。）がその目的を達成するため、および運営の円滑化と適正な会計の執行を図るためこれを定める。

第 2 条 (会計の原則)

会計の業務の執行にあたっては、正規の簿記の原則によるものとする。

第 3 条 (会計組織)

本会の会計は次に掲げる会計をもって組織する。

1. 一般会計
2. 入会金会計
3. 総会会計
4. その他の特別会計

第 2 項

1. 一般会計は会員の会費をもって会計を組織し、事務局がこの任にあたる。
2. 入会金会計は同窓会の入会金をもって会計を組織し、母校事務局がその運営と任にあたる。
3. 総会会計は総会についての会計を組織し、当番幹事がその任にあたる。
4. その他特別会計は必要に応じて幹事会、総会の承認を経て、会計を組織し、事務局がその任にあたる。

第 4 条 (会 費)

会員の会費は、次のとおりとする。

1. 会員の会費は年会費とし、会報の発行費用およびその付随費用ならびに本会の運営費用を含め、年額 1,500 円とする。
2. 特別な指定がなく、会費の納入が規程額以上あった場合、その超過した額については納入者の属する支部の会計に移管する。
3. 支部の会費は、会則の規定により当該支部において定める。
4. 支部の会費の徴収については、会則の定めるところにより当該支部長の委託を受け、本会の会費と合わせ実行することができる。

5. 本会の会費を含む加入者負担郵便払込み料金（振込手数料）は、本会の一般会計負担とする。

第5条 （会費の特例）

次に該当する者は特例として会費を免除することができる。

1. 当該年の4月1日現在で満80歳以上の正会員。
2. 特別会員・名誉会員
3. 幹事会および常任幹事会で特に認められた者。

第6条 （入会金）

1. 母校を卒業時に入会する者の入会金は、入学時における授業料の1ヶ月分相当額とし、卒業までに納入するとする。
2. 会則第4条第1項の(2)による途中入会者の入会金は、入会時点における前第1項の入会者の入会金相当額とする。

第7条 （予算の編成）

予算の編成は会長の指示に従い、事務局がこれにあたり、常任幹事会および幹事会の承認により成立する。

第8条 （決算の承認）

年度終了後は速やかに決算を行い、会長は監事の監査を受け、常任幹事会および幹事会に提出した後、総会の承認を得るものとする。

第9条 （会計の委任）

会長は、常任幹事会の承認を得て役員のうち一人に会計担当責任者として委嘱することができる。

第10条 （事務局の専決）

予算の執行は会長の委任を受け、予算の定めるところに従い事務局がこれに当たる。ただし、その執行額が1件につき50,000円以内のものは、事務局長の専決事項とすることができる。

第11条 （規程の変更）

この規程は常任幹事会および幹事会の承認により変更することができる。

ただし年会費の変更については、総会の承認を得ねばならない。

付 則

この規程は、平成12年11月11日より施行する。

この規程は、平成21年1月17日より施行する。

ただし、第6条入会金については、平成21年度入学生から適用する。

都留高等学校同窓会事務局規程

平成 22 年 11 月 13 日 制定

第 1 条 (目 的)

この規程は、本校同窓会（以下「本会」という。）がその目的を達成するため、および運営の円滑化と適正な事業の執行を図るためこれを定める。

第 2 条 (事務局組織)

事務局につきの部をおく。

1. 総務部 …………… 総務部は、(1) 本会事業計画策定および管理
(2) 本会各支部との連携・管理
(3) 同窓会総会の運用・当番幹事への支援
(4) 「折鶴会だより」の編集
2. 組織部 …………… 組織部は、(1) 本会会員名簿の整理・管理
(2) 「折鶴会だより」の発送・運営
(3) 本会支部・同期会・各部OB会等の支援
3. 財務部 …………… 財務部は、(1) 本会財産についての管理
(2) 本会会費の管理・運用
(3) 本会各種会計収支についての管理

第 3 条 (事務局構成)

- 1 事務局長は、幹事長が兼務もしくは常任幹事会の承認を得て会長が指名・委嘱し、同窓会事業全体の運営統括にあたる
- 2 事務局次長は、会長指名により副幹事長が部長を兼務し、各部の管理・運用にあたる。
- 3 事務局員は、各部に会長指名・委嘱により若干名の部員をおくことができる。

付 則 この規程は、平成 22 年 11 月 13 日より施行する。

都留高等学校同窓会委員会規程

平成 25 年 11 月 9 日 制定

第 1 条 (目 的)

この規程は、本校同窓会（以下「本会」という。）がその目的を達成するため、および運営の円滑化と適正な事業の執行を図るためこれを定める。

第 2 条 (折鶴会だより編集委員会)

1. 会則第 3 条(1)の会報のために編集委員会を組織する
2. 編集委員会は、各支部より選任された者をもって構成する。
3. 必要があれば会長推薦により委員を選任することができる。

第 3 条 (編集委員会組織及び運営)

編集委員会組織及び運営については別に定める。

第 4 条 (ホームページ委員会)

1. 会則第 3 条(2)の ホームページ管理及び運営について委員会を組織する。
2. ホームページ委員会は、各支部より選任された者をもって構成する。
3. 必要があれば会長推薦により委員を選任することができる。

第 5 条 (ホームページ委員会組織及び構成)

ホームページ委員会組織及び構成については別に定める。

第 6 条 (その他の委員会)

同窓会活動及び運営に必要と認められる委員会を常任幹事会の承認により組織することができる。

付 則 この規程は、平成 25 年 11 月 9 日より施行する。

同窓会当番幹事代表者会規程

平成26年11月 8日 制定

平成29年11月11日 改定

平成30年11月10日 改定

第1条 (代表者会の設置)

都留高等学校同窓会(本会)に、同窓会当番幹事代表者会(以下代表者会という。)を置く。

第2条 (代表者会の目的・事業)

代表者会は、同窓会の発展に寄与するため次の事業を行う。

- ① 同窓会活動全般に関する企画・運営への参加
- ② 同窓会が主催する各種事業への参加及び同期生への参加・協力要請
- ③ 同期生の代表として同期会活動の企画・運営
- ④ 卒業年次を超えた同窓生の情報交換と交流
- ⑤ その他、目的の達成に必要な事業

第3条 (会 員)

代表者会の会員は次のとおりとする。

- ① 母校創立百周年以降の当番幹事から各卒業年次につき原則として5名を同窓会長より委嘱する。
- ② 会員の任期は還暦を迎える年度までとする。ただし、任期の途中欠員が生じた卒業年次については、新たに会員を選出し、同窓会長より委嘱する。

第4条 (役 員)

代表者会には次の役員を会員の中から選出する。

- ① 会 長： 1名 …… 代表者会で推薦し、同窓会長が委嘱する。
- ② 副会長：若干名 …… 代表者会で推薦し、同窓会長が委嘱する。
- ③ 幹 事：若干名 …… 代表者会で推薦し、同窓会長が委嘱する。

第5条 (役員任期)

役員任期は、1ヵ年とする。ただし留任を妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残余期間とする。

第6条 (役員任務)

役員任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、代表者会を代表し、会務を司る
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長のうち1名が会長職を代行する。
- ③ 幹事は、会の企画・運営事務を処理する
- ④ 会長は、本会常任幹事会・幹事会に出席し、代表者会の事業内容を報告する。
- ⑤ 会長退任後は本会常任幹事となる。

第7条 (会 議)

代表者会の会議は次のとおりとする。

- ① 代表者会は年に2回、会長が召集し、会長が議長を務める。
- ② 代表者会は過半数の出席をもって成立し、議決は多数決による。

第8条 (事業の実施)

第2条の事業については、代表者会及び本会常任幹事会・幹事会の議を経て実施されるものとする。

付 則

この規程は、平成26年11月 8日から施行する。

この規程は、平成29年11月11日から施行する。

この規程は、平成30年11月10日から施行する。

この規程の改廃は代表者会で議決し、常任幹事会・幹事会、総会で報告しなければならない。

都留高等学校同窓会慶弔規程

平成 4 年 1 1 月 7 日制定

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日改定

- 第 1 条 この規程は、山梨県立都留高等学校同窓会会則（以下「会則」という）第 2 9 条に基づいて定める。
- 第 2 条 会員の慶事については会長がその必要を認めたとき、副会長、校長と協議して決定する。
- 第 3 条 会員の弔事については、次の各項に該当する場合花環または生花を贈る。更に礼を尽くす必要が認められるときは第 2 条に倣う。
- (1) 名誉会長・正副会長・母校校長死亡の場合
 - (2) 監事死亡の場合
 - (3) 名誉会員死亡の場合
 - (4) 母校教職員死亡の場合
 - (5) 名誉会長・正副会長・母校校長の実父母または配偶者死亡の場合
- 第 4 条 母校教職員の転退職の際は餞別を贈呈する。
- 第 5 条 会長・副会長・事務局長および母校校長退任の場合は、感謝状および記念品をおくる。
- 第 6 条 本会会則第 3 条に基づき、勤続して 1 0 年母校に勤務する教職員は、永年勤続教職員として表彰する。
- 第 7 条 上記の各条に該当しない特別なことが生じた場合は、会長が副会長・校長と協議して決定する。
- 付 則 この規程は、平成 4 年 1 1 月 7 日から施行する。
この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。